**平成２２年（フ）第１９３号**
大阪市港区夕凪２丁目14番20号　織田ビル401号
債務者　宮本　秀雅
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２７４号**
大阪市東成区大今里南６丁目16番20―507号
債務者　小林　　太
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２９４号**
大阪市住之江区北加賀屋５丁目６番18―606号
債務者　土居　良平
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３１９号**
大阪府寝屋川市萱島本町14番２号
債務者　山本　孝一
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３２０号**
大阪府寝屋川市萱島本町14番２号
債務者　山本　順子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３５３号**
大阪市天王寺区石ケ辻町７番13号丸善シティーハイツ上六502号
債務者　中村えり子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４４２号**
大阪市東住吉区公園南矢田３丁目12番18号
債務者　宮西　絹江
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４６８号**
大阪市鶴見区横堤１丁目７番４号
債務者　三浦　勝太
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４７３号**
大阪府大東市深野５丁目18―33、住民票上の住所大阪府大東市南津の辺町３番17号
債務者　菊岡　桂二
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４７５号**
大阪府吹田市千里丘西13番12号
債務者　森本理一郎
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４７６号**
大阪府寝屋川市新家１丁目６番19号
債務者　壽　るみ子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４７７号**
大阪府茨木市橋の内３丁目４番７号
債務者　中岡　愛子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４９２号**
大阪市東淀川区大桐４丁目２番10号
債務者　山下　英明
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１０５９号**
高知県南国市幸町１丁目３番13号
債務者　川﨑えみ子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１０６１号**
高知市瀬戸南町２丁目１番25号　第２池田マンション101号
債務者　明神　弘明
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１０８１号**
高知市一宮東町３丁目13番２号　西側
債務者　岩本　叔子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１０８９号**
高知市神田2164番地121
債務者　山本　蓉子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１０９０号**
高知市中万々57番地57
債務者　伊藤　綾子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　高知地方裁判所破産係